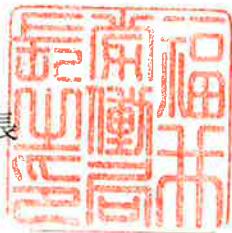




福井労発基 1011 第 1 号
令和 5 年 10 月 11 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福井県支部長 殿

福井労働局長



死亡災害多発に伴う緊急対策の実施について（要請）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内における労働災害による死者者数は関係各位の御尽力により着実に減少してきましたが、本年 1 月から 9 月までの間に 10 人の尊い命が失われたことにより、既に昨年 1 年間の死者者数 10 人に並び、仮に、このままの傾向で推移した場合には 3 年連続の増加となるものです。

このため、当局においては、死亡労働災害の発生に歯止めをかけるため、県内において、これ以上、死亡労働災害を発生させないこと等を呼びかけるポスター（別添 1 参照）を作成し、当ポスターの各職場の全ての管理者・労働者の目に付きやすい箇所への掲示とともに、同ポスターに掲載した QR コードのリンク先に掲載した県内の死亡災害の現状（別添 2 参照）を周知し、仕事で労働者を失わないようするための 3 つのアプローチ（別添 3 参照）について、あらゆる機会を通じて取組を求めていくことといたしました。

つきましては、貴殿におかれましても、会員事業場等における死亡労働災害を防止するために、下記により御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、貴殿に御協力いただいた内容を把握させていただき、今後の効果的な行政運営の展開に向け活用させていただきたいと存じますので、別添 4 の様式により、令和 6 年 1 月 12 日（金）までに、当局健康安全課あて御報告いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 取組期間 令和 5 年 10 月 11 日～同 12 月末

2 取組内容

- (1) ポスター「これ以上 仕事で 死なせない！」、又は福井労働局ホームページ等から当該ポスターをダウンロード・印刷したもの（以下「ポスター等」）の会員事業場における多くの管理者・労働者の目に付きやすい箇所への掲示
- (2) ポスター等の広報誌、ホームページへの掲載
- (3) 上記以外で、会員事業場等における仕事で労働者を失わないようするための 3 つアプローチを推進するほか死亡労働災害の防止に向けた独自の取組